

一者応札・応募に係る改善方策について

平成21年11月
国立大学法人香川大学

本学では、随意契約見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除いて、一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を推進してきたところであります。

一方、一般競争入札等を実施した結果、一者応札、一者応募となっている事例も見受けられることから、こうした事態を回避し、実質的な競争性を確保するため、以下の改善方策に取り組むこととしました。

(1) 競争参加資格要件の緩和・改善

入札参加資格等の要件については、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定しているところであるが、今後とも業務内容を勘案し、過度の制約とならない必要最小限のものとなるよう留意する。

(2) 履行期間の十分な確保

調達内容に応じた適切な履行期間となるように引き続き努める。

(3) 公告期間の十分な確保

現在、休日を含めて10日間以上としている公告期間について、① 過去に一者応札、応募となった契約で引き続き同様の結果が想定されるもの、及び、② 新規の案件であっても応札者が少数であると見込まれるものは、原則として休日を除いた10日間以上の公告期間を確保するよう努める。

なお、公告期間として、公告日の翌日から起算して必要な書類の提出期限の前日までの期間とすることを徹底する。

(4) 業者等からの聴き取り

一者応札、応募となった案件については、業務等に関心を持ち入札説明を受けたものの、後になって入札への参加を取止めた業者等から、取止めを決定した要因の調査を行う。

また、その結果を集約し検討したうえで、対応可能なものについては以後の入札等に反映させるよう努める。